

## 令和8年度県有施設への太陽光発電設備設置事業（PPA方式） 仕様書

### 1 目的

本事業は、PPA方式により、県有施設等への太陽光発電設備及び附帯設備（以下、「設備」という）の導入、運転管理及び維持管理等を行い、事業終了後に撤去等を行い、同施設の平常時の効率的な電気の使用、温室効果ガス排出量の削減等を目的とする。

### 2 事業内容

以下、特段の説明がない限り、「施設管理者」とは総合展示場コンベックス岡山を指す。

#### (1) 事業概要

ア 事業者は、事業実施対象施設（別紙1）に対して以下を行う。

（ア） 「現地調査」

（イ） 「設備容量検討」

（ウ） 「構造調査」

イ 事業者は、別紙1の事業実施対象施設に、特段の事情がない限り、令和9年3月15日までに設備の設置を完了するものとするが、困難な場合は、令和9年度へ繰り越しての作業もできるものとする。なお、繰り越した場合は、令和9年度中に設置作業を終えること。

ウ 電力供給開始時期については、令和9年4月1日を想定するが、県と協議の上、決定すること。

エ 事業者は、設備の設置にあたり、提案を基に設計・施工した設備を導入する。導入にあたり、設備の設計・工事監理、工事に関連する手続き及びその関連業務を行う。

オ 設備設置時に既存施設を破損した場合は事業者負担で修復する。

カ 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。

キ 事業者は、設備で発電した電力を、別紙1の事業実施対象施設に供給する。

ク 設備に異常もしくは故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行う。

ケ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を工事着手前に行う。内容等については県及び施設管理者と協議のうえで決定する。

#### (2) 事業期間等

ア 運転開始日は県及び施設管理者と協議の上で決定する。

イ 運転期間は、事業者からの提案による。なお、運転期間終了後の扱いについては、設備の撤去を基本としつつ、事業期間終了2年前を目安に施設管理者と協議の上、決定することとする。（本公募における見積もりには、撤去及び廃棄に係る費用を見込むこと。）

※ なお、国補助等を活用した事業については、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。

### (3) 事業費用

- ア 施設管理者は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を発電事業者に支払う。
- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測する。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- エ 基本料金単価の設定は行わないものとする。
- オ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- カ 契約単価は、原則、契約期間中一定額とし、積算根拠と共に示すこと。
- キ 貨幣価値の変動や維持管理に係る経費の変動等により、電気料金単価が明らかに不相当となった場合には、別途施設管理者と協議することとする。

### (4) 事業の条件

- ア 現地調査
  - ・事業実施対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設管理者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。
- イ 設備容量検討
  - ・設備の容量は、適切な容量とすること。
  - ・設備により発電した電力は、単独又は蓄電池を併用することで発電した電力を最大限自家消費できるように努めること。なお、災害時におけるレジリエンス向上を図るため、蓄電池の設置は必須とする。
  - ・設備により発電した電力は、停電時に施設管理者が使用できるよう、非常コンセント盤等を設けること。
- ウ 構造調査
  - ・設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して建物（防水層含む）、設備の耐久性が問題ないことを書面により報告すること。なお、台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。
  - ・建物に設備を設置する場合は、設備の設置に係る課題を施設管理者と協議の上で調査すること。
  - ・候補施設において設備が設置可能な場所は、別図に示すとおりであり、蓄電池設備が設置可能な場所は屋外とする。
- エ 各種関係手続き
  - ・事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続きを行った上で、結果を県及び施設管理者に提出すること。
  - ・建築基準法、電気事業法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県及び施設管理者に提出すること。

- ・**県及び施設管理者**が結果を確認し、設備設置可能と判断した場合のみ、行政財産目的の外使用許可を**施設管理者**に申請すること。
- ・各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、設備に係る建築基準法の高さ制限や蓄電池設置に係る消防法の規制については十分留意すること。

#### オ その他留意事項

- (ア) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- (イ) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- (ウ) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- (エ) 当該事業により設置した設備から発電した電力について、**施設管理者**が消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減の環境価値については、**施設管理者**に帰属するものとする。
- (オ) 本事業により、施設に導入する設備で発電して消費する電力量を、当該設備で発電する電力量の50%以上とすること。
- (カ) 公租公課について、設備は償却資産として課税対象になるため、事業者はその固定資産税を納付すること。

### (5) 設置の基本的条件

- ・事業者が施設を使用するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。なお、使用に伴う使用料は全額免除とする。
- ・事業者は、設備を事業以外の用途に使用してはならない。
- ・事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」について別紙2のとおりとする。また、これに定めのないものは**県及び施設管理者**との協議により決定とする。
- ・**県又は施設管理者**が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、**県又は施設管理者**の費用負担とする。なお、未発電期間の補償については、**県又は施設管理者**との協議により決定する。
- ・**施設管理者**は、事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により既設設備等を破損した場合には修復すること。
- ・事業期間中に、**県又は施設管理者**による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。
- ・事業期間中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復すること。

- ・事業期間中に当該公共施設の移譲や売却などを行う必要性が生じた場合、また、使用方法の変更等により使用電力量が想定よりも大きく減少する場合、県及び施設管理者と単価の変更や他県有施設への託送等について、協議する。

## (6) その他の条件

### ア 工事の仕様（基本）

- (ア) 工事に当たっては、原則として下記仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事業が生じた場合は、別途協議により決定する。

#### [仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

- (イ) 設備の設置に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。
- (ウ) 太陽光発電設備の設置にあたっては、建物の防水層を傷つけず、荷重の影響が少ないアンカーレス架台（置き型架台）を採用すること。
- (エ) 設備の据え付けは、建築基準法施行令第39 条及びJIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。確認結果を県及び施設管理者に報告すること。
- (オ) 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。
- (カ) 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又は相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

### イ 工事の仕様（蓄電池）

- (ア) 蓄電システムはJIS C4412もしくは JIS C4441に準拠又は相当する品質を満たすこと。
- (イ) 蓄電池はJIS C8715-2（リチウムイオン電池の場合）又は平成26 年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものまたは相当する品質を満たしたものであること。
- (ウ) 平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。

### ウ 工事の条件（配慮事項・安全対策・停電）

- (ア) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- (イ) 事業者は施工にあたり、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を県及び施設管理者に提出すること。また、県及び施設管理者が他に施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

- (ウ) 施工にあたり、県有施設の利用や安全に支障が起きないように、**施設管理者**と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- (エ) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない配置計画とすること。
- (オ) 設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、**施設管理者**との協議により決定すること。設備、配管・配線には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- (カ) 設備の設置に際しては、対象施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書等（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ）を作成し、**施設管理者**と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- (キ) 工事中の安全対策の実施、**施設管理者**及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

#### エ 工事の条件（報告・保安・点検・災害対応等）

- (ア) 工事完成時には、現場で**県及び施設管理者**の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を3部作成し、**県及び施設管理者**に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータを提出すること。
- (イ) 施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、適切な保守点検計画を県に提出し、設備の維持管理を行うこと。さらに、太陽光発電設備等が故障した場合は、直ちに当該施設の電気保安技術者に連絡の上修理を行うこと。なお、毎年点検を行い、積雪による故障や、破損、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- (ウ) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。また、その結果を施設管理者に提出すること。
- (エ) 事業実施対象施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意すること。
- (オ) 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

#### オ 工事の条件（その他）

- (ア) 事業者は本事業により、**施設管理者**及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、**県及び施設管理者**へ写しを提出すること。また、**施設管理者**及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、**県又は施設管理者**が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (イ) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、事業者の費用負担により設備の撤去を行い、設置場所等の原状回復を行うものとする。撤去により既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。

- (ウ) 設備の撤去の際に、事前に県又は施設管理者から譲渡の希望があった際は、事業者は県又は施設管理者と協議の上で県又は施設管理者へ譲渡できるものとする。
- (エ) 事業者は、国の補助金等を活用する場合には、申請等について県及び施設管理者と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ県及び施設管理者の承認を得ること。
- (オ) 県又は施設管理者が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県又は施設管理者の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。
- (カ) 事業者は業務上知り得た内容、情報等を県又は施設管理者の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (キ) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施するものとする。
- (ク) その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県及び施設管理者と事業者で協議して決定するものとする。

別紙 1 事業実施対象施設

| 施設名           | 施設所在地          | 築年    | 地域防災拠点・避難所等の該当 | 備考                                                                                                                   |
|---------------|----------------|-------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合展示場コンベックス岡山 | 岡山県岡山市北区大内田675 | 1991年 | 有              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）で広域物資輸送拠点に指定</li> <li>・隣接するテレポート岡山と一緒に電力契約締結</li> </ul> |

○対象施設の詳細

| 名称        | 築年    | 想定設置容量（パネル容量） | 備考                                                               |
|-----------|-------|---------------|------------------------------------------------------------------|
| センター棟（屋上） | 1991年 | 100kW以上       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電の障害となる構造物あり</li> </ul> |

※センター棟横の大展示場の屋上については、過年度の調査で耐荷重の問題で「設置不可」と判断されている。

別図 対象施設航空写真

導入予定箇所は写真内の赤枠箇所



別紙2 予想されるリスクと責任分担

| リスクの種類  |           | リスクの内容                                             | 負担者 |       |     |
|---------|-----------|----------------------------------------------------|-----|-------|-----|
|         |           |                                                    | 県   |       | 事業者 |
|         |           |                                                    | 県   | 施設管理者 |     |
| 共通      | 募集要項の誤り   | 提案説明書の記載事項に重大な誤りがある場合                              | ○   | —     | —   |
|         | 提案書類の誤り   | 提案書類の誤りにより目的が達成できない場合                              | —   | —     | ○   |
|         | 第三者賠償     | 太陽光発電設備及び附帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合 | —   | —     | ○   |
|         | 安全性の確保    | 設計・建設・維持管理における安全性の確保                               | —   | —     | ○   |
|         | 環境の保全     | 設計・建設・維持管理における環境の保全                                | —   | —     | ○   |
|         | 法令・条例等の変更 | 設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更                          | —   | —     | ○   |
|         | 保険        | 設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険              | —   | —     | ○   |
|         | 事業の中止・延期  | 自治体の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）                         | ○   | ○     | —   |
|         |           | 発電開始に必要な許可等の遅延によるもの                                | —   | —     | ○   |
|         |           | 事業者の事業放棄、破綻によるもの                                   | —   | —     | ○   |
| 計画・設計段階 | 瑕疵担保      | 設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任                                   | —   | —     | ○   |
|         | 不可抗力      | 天災・暴動等による事業の変更・中止・延期                               | ○   | ○     | ○   |
|         | 物価        | 物価変動                                               | —   | —     | ○   |
| 建設段階    | 応募にかかる費用  | 応募に係る旅費・印刷代等の負担                                    | —   | —     | ○   |
|         | 資金調達      | 必要な資金の確保に関すること                                     | —   | —     | ○   |
|         | 用地の確保     | 資材置き場の確保に関する施設管理者との調整                              | —   | —     | ○   |
|         | 工事遅延・未    | 工事遅延・未完工による電力供給開始                                  | —   | —     | ○   |

|                |             |                                  |   |   |   |
|----------------|-------------|----------------------------------|---|---|---|
|                | 完工          | の遅延                              |   |   |   |
|                | 性能          | 要求仕様不適合（施工不良を含む）                 | — | — | ○ |
|                | 一時的損害       | 発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害            | — | — | ○ |
| 支払<br>関連       | 支払遅延・不能     | 電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの             | — | ○ | — |
|                | 金利          | 市中金利の変動                          | — | — | ○ |
| 維持<br>管理<br>関連 | 計画変更        | 用途の変更等、自治体の責による事業内容の変更           | — | ○ | — |
|                | 維持管理費の上昇    | 維持管理費用の増大                        | — | — | ○ |
|                | 天候不良        | 天候不良による発電量の減少                    | — | — | ○ |
|                | 自治体施設<br>損傷 | 設備に係る事故・火災による自治体施設及び設備の損傷        | — | — | ○ |
|                |             | 設備に起因する自治体施設への障害                 | — | — | ○ |
|                |             | 自治体施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷       | — | ○ | — |
| 保障<br>関連       | 性能          | 要求仕様不適合（施工不良を含む）                 | — | — | ○ |
|                |             | 仕様不適合による施設・設備への損害、自治体施設運営・業務への障害 | — | — | ○ |